

第2次加須市地域公共交通計画の策定について

1 地域公共交通計画とは

本市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項の規定に基づき、「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）」を策定しており、令和8年度は、計画期間（令和4年度～令和8年度）の最終年度となることから、新たに第2次加須市地域公共交通計画を策定します。

地域公共交通計画には、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉運送、スクールバス等）も計画に位置付けることや、定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等が求められています。

この地域公共交通計画の策定が、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助要件となっております。

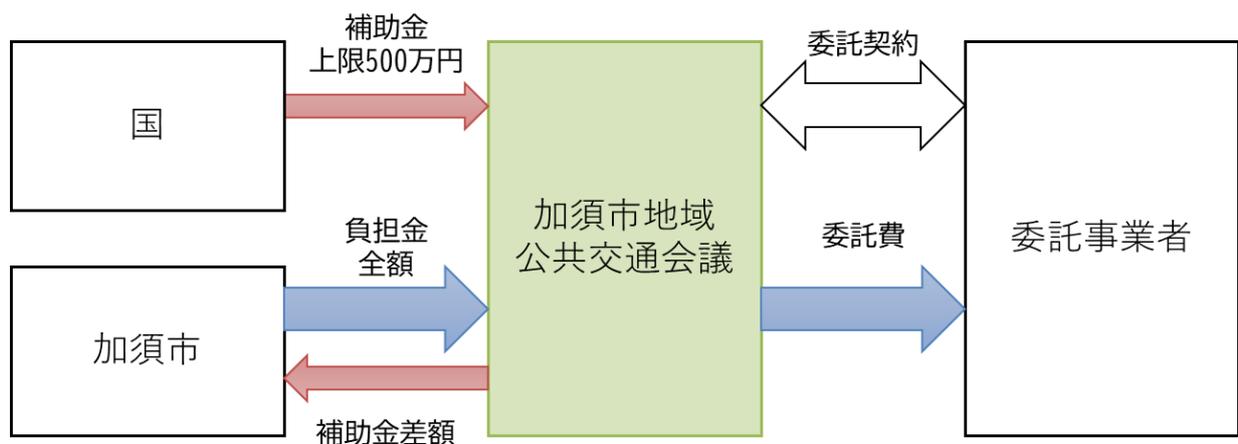
2 地域公共交通会議の役割

地域公共交通計画の策定に当たっては、加須市地域公共交通会議設置要綱第2条に基づき、計画の作成に関する事項を協議していただきます。

3 第2次加須市地域公共交通計画策定業務委託について

地域公共交通の策定に当たっては、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つである「地域公共交通調査等事業」の対象となり、補助要件として、地域公共交通会議が計画の策定となる必要があります。

<国補助金及び加須市負担金の流れ>



※負担金は、本市の令和8年度当初予算に見込んでおります。